

住宅用火災警報器の種類

全ての住宅に設置が必要です

住宅用火災警報器には「**煙式**」(火災の発生を煙で見つけるタイプ)と「**熱式**」(火災の発生を熱で見つけるタイプ)があります。

設置義務のある「寝室」「台所」「階段」「廊下」には、「**煙式**」の住宅用火災警報器を設置してください。

なお、「**台所**」には「**煙式**」「**熱式**」のどちらも設置できますが、「**煙式**」の場合、取付位置によっては調理時に発生する煙や蒸気などを火災の発生と勘違いしてたびたび作動してしまうことも考えられますので、**調理時の煙や蒸気などが直接かかるおそれのある位置にしか設置できない場合には「熱式」の設置をおすすめします。**

「電池タイプ」と「配線タイプ」…既存住宅には「電池タイプ」がおすすめ

住宅用火災警報器には、「**電池タイプ**」(電源として電池を使用しているもの)と、「**配線タイプ**」(電源として家庭用電源を使用しているもの)があります。

電池タイプ		配線タイプ
単独型	ワイヤレス連動型	
電池を使用しています 使用する電池の種類は主にリチウム電池など様々です。機器本体ごと交換する長寿命(10年程度)のものが流通しています。		家庭用電源を使用しています 電気工事士による工事が必要なものと、コンセントに差し込むものがあります。
感知した1台のみが警報を発します。	親器もしくは子器のうち、1台が感知すると、全ての住宅用火災警報器が連動し警報を発します。	
機器本体の中に電池が収納されているため、電気配線はありません。		電源から機器本体まで電気配線がつながっています。
停電の影響は受けません。		停電時など機器本体への電気供給がない場合は作動しません。
機器本体の交換の目安はどれも10年です。		

住宅用火災警報器を購入するなら 共同購入がおすすめ!!

火災の発生をいち早く知らせてくれる「住宅用火災警報器」。必要なのは、わかっているけど「どこで売っているの?」「いくらするの?」といった疑問も・・・。

また、購入のきっかけや機会がなく、ふん切りがつかない・・・。

そこで、ご紹介するのが「共同購入」です!

共同購入のメリット

地域や団体の代表の方に手間がかかりますが、代表者の方を中心に、みなさんで「共同購入」されることにより以下のようなメリットがあります。

個人購入より「比較的安価」で購入することが期待できます。

地域の「安心・安全」が高まります。

「悪質業者からの購入を防止」ができます。

「電池等の交換時期の把握」ができます。

商品の納入方法による違い

「一括納入」 業者が代表者宅など一箇所にまとめて納入。

「各戸納入」 業者が各戸へ納入。配達の手間がかかる分、値段的には高めになると聞きます。

取り付け方法による違い

「自分で取り付け」

「業者に依頼しての取り付け」 別途料金がかかる場合があります。

住宅用火災警報器に関する詳しい内容につきましては、
消防署までお問い合わせください。

宮津与謝消防署（予防係）

電話 0 7 7 2 (4 6) 6 1 1 9

宮津分署

電話 0 7 7 2 (2 2) 0 1 1 9

加悦谷分署

電話 0 7 7 2 (4 2) 0 1 1 9

橋北分署

電話 0 7 7 2 (3 2) 0 1 1 9

住宅用火災警報器の共同購入の手引き

目次に戻る!!